

東南アジア及び香港における青果物プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

令和8(2026)年8月17日
栃木県農政部経済流通課

No.	質問		回答
	質問箇所	内容	
1	【仕様書】 2 委託業務内容 (4) 消費者に対する試食宣伝活動 ②実施回数及び実施店舗数	「延べ15回以上」について、①品目ごとに15回以上（2品目で計30回以上）との理解でよいでしょうか。 ②「1回」の単位は1店舗×1日でしょうか、1店舗×1週末（土日2日間）でしょうか。 ③同一店舗で日を変えて実施した場合、それぞれ1回として計上してよいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②1店舗×1日です。 ③お見込みのとおりです。
2	【仕様書】 2 委託業務内容 (2) 品目ごとの留意点及び対象国 (4) 消費者に対する試食宣伝活動 ②実施回数及び実施店舗数	①いちご3か国・なし5か国の全てで実施することが必須でしょうか。 ②上限額の制約下で、需要や輸出実務の確実性を踏まえて一部の国に重点化する提案は許容されるでしょうか。 ③審査基準2(3)の「店舗数」について、「各国1店舗以上」以外の想定水準はございますか。	①対象国での実施が必須となります。 ②①に同じ。 ③審査基準における評価の着眼点のとおりです。
3	【仕様書】 2 委託業務内容 (2) 品目ごとの留意点及び対象国 (7) 試食宣伝等におけるサンプル手配	①タイ向け及びベトナム向けの登録選果こん包施設について、令和8年産における県内施設の登録状況をお示しください。 ②タイ向け選果こん包施設認定要領に基づく貴県の認定を受けた施設の一覧をご提供いただけますでしょうか。 ③ベトナム向けの登録生産園地は県内に確保されておりますでしょうか。 ④令和8年産の登録が確保されない国がある場合、当該国は試食を伴わない取組（バイヤー啓発・販促資材・SNS等）とする想定でしょうか、又は他国への振替を協議可能でしょうか。	①登録状況については、以下植物防疫所のホームページをご確認ください。 https://www.maff.go.jp/pps/j/fac/export/index.html ②認定状況については、以下農林水産省のホームページをご確認ください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#thailand ③確保されています。 ④原則、対象国において検疫上必要な登録は行っていますが、登録の取り消しがなされた等、対象国への輸出ができなくなった場合は、取組内容等について、別途協議させていただくことを想定しています。

東南アジア及び香港における青果物プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

令和8(2026)年8月17日
栃木県農政部経済流通課

No.	質問		回答
	質問箇所	内容	
4	【仕様書】 2 委託業務内容 (7) 試食宣伝等におけるサンプル手配	①「県内の農業団体等と調整の上」について、農業団体等（特に上記の登録・認定施設）の紹介・仲介は貴県で行っていただけますでしょうか。 ②重点実施期間における「とちあいか」「にっこり」の供給可能量・単価水準について、貴県が確認済みの事項があればご教示ください。 ③香港向けに必要な放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書について、申請・取得は受託者が行い、その費用も委託費に計上するとの理解でよいでしょうか。	①本県において、紹介・仲介を行う予定です。 ②供給可能量・単価水準について、本県において確認済みの事項はございません。 ③お見込みのとおりです。
5	【仕様書】 2 委託業務内容 (4) 消費者に対する試食宣伝活動 (5) SNSや電子商取引（EC）サイトを活用した販売促進活動 【審査基準】 2 試食販売活動等	①店頭で販売する商品（試食用サンプルを除く）の仕入・販売主体は現地の輸入事業者・小売事業者であり、受託者の負担は試食用サンプル及び販促経費との理解でよいでしょうか。 ②受託者が販売用商品の買取・在庫リスクを負う想定はございますか。 ③ECサイトについても出品（販売）主体は現地事業者であり、受託者の負担範囲は掲載費・広告費・コンテンツ制作費との理解でよいでしょうか。	①仕様書に定める試食宣伝活動や販売促進活動が実施できれば、その方法は問いません。なお、販売用の青果物の輸出は、本事業の対象外です。 ②①に同じ。 ③①に同じ。
6	【実施要領】 8 その他 (3) 【仕様書】 7 その他 (4)	①受託者の海外現地法人・グループ会社又は現地パートナー事業者への委託は「業務の一部の委託」として貴県との協議の対象となるとの理解でよいでしょうか。 ②企画提案書の段階で委託先及び委託範囲を明示する必要はございますか。 ③「一括して再委託」と判断される範囲・割合の目安をお示しください。	①お見込みのとおりです。 ②必要はございません。 ③「一括して再委託」は業務の全部又は主要部分をまとめて第三者に再委託することを指しますので、該当するかどうかは再委託する内容等を踏まえ、検討することとなります。

東南アジア及び香港における青果物プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

令和8(2026)年8月17日
栃木県農政部経済流通課

No.	質問		回答
	質問箇所	内容	
7	【実施要領】 2 応募資格 (2)	「契約締結時までに資格を取得する見込みの者」について、 ①参加表明書の提出時点では資格審査の申請中である旨の申出で足りるでしょうか、申請受付番号等の提示が必要でしょうか。 ②契約締結の想定時期をお示しください。 ③想定時期までに資格決定に至らない場合の取扱いをお示しください。	①申請中である旨の申出で足ります。 ②9月中の契約を想定しています。ただし、審査状況等により変更となる可能性があります。 ③契約締結時までに資格決定とならない場合は、契約の締結はできません。
8	【仕様書】 5 委託料の支払い等	①精算払のほか、概算払・部分払の取扱いはございますでしょうか。 ②外貨建て経費の円貨換算レートの基準（積算時・支出時・精算時のいずれか）と、契約後の為替変動による増加分の取扱いをお示しください	①仕様書のとおりです。 ②委託契約金額の範囲内でのお支払いとなります。